

## 地域活力支援事業実施要領

地域活力支援事業の実施については、世界農業遺産ブランド推進事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）によるほか、この要領に定めるところによるものとする。

### 第1 概要

世界農業遺産に認定された国東半島宇佐地域に受け継がれている農耕に関する郷土の貴重な文化的財産である民俗芸能や祭り等（以下「伝統芸能等」という。）の保存や継承（以下「農耕文化継承」という。）又は世界農業遺産に関連する地域の自主的な取組（以下「提案型地域活動」という。）に係る事業（宗教活動又は政治活動と認められる事業を除く。）（以下「地域活力支援事業」という。）を公募、審査・採択し、補助金を交付する。

### 第2 事業内容

地域活力支援事業の対象となる事業区分とその事業例は次のとおり。

#### ア 農耕文化継承

- ・農耕に関する伝統芸能等の実施に必要な備品の購入・修繕
- ・農耕に関する伝統芸能等のPR・保存に関わる印刷物・映像の作成
- ・農耕に関する伝統芸能等を準備、実施するためのボランティア組織づくりなど

#### イ 提案型地域活動

- ・ウォーキングコースの開発
- ・観光周遊コースの開発
- ・特産品を使った商品開発や販売促進
- ・特産品の販路拡大のための商談会出展
- ・誘客のための農業遺産PRイベントの実施
- ・農業体験プログラムの開発
- ・生物多様性保全のための事業の開発など

### 第3 事業実施主体

(1) 要綱別表に定める事業実施主体は、豊後高田市、杵築市、宇佐市、国東市、姫島村及び日出町（以下「認定市町村」という。）に活動拠点のある団体で、それぞれ次のとおりとする。

#### ア 農耕文化継承

- (ア) 伝統芸能保存会（農耕に関する伝統芸能等の保存や継承を主たる目的

としている団体)

- (イ) その他国東半島宇佐地域世界農業遺産推進協議会長（以下「会長」という。）が特に認める団体

イ 提案型地域活動

- (ア) 地域づくりを主たる目的とする団体（法人格の有無は問わない）  
(イ) 観光振興を主たる目的とする団体（法人格の有無は問わない）  
(ウ) 企業（個人経営は除く）  
(エ) その他会長が特に認める団体

(2) ただし、個人及び次のいずれかに該当する団体は対象としない。

ア 地方公共団体

イ 宗教活動を主たる目的とする団体

ウ 政治活動を主たる目的とする団体

エ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を持つ団体等

#### 第4 申請・審査・採択

(1) 地域活力支援事業を申請する事業実施主体（以下「申請団体」という。）は、次に掲げる書類を事業の主たる実施場所又は活動拠点のある認定市町村を通じ会長に提出するものとする。

次に掲げる書類を各2部(両方とも正)提出すること。

ア 誓約書（別紙）

イ 地域活力支援事業申請書（第1号様式）

ウ 事業計画書（第2号様式）（農耕文化継承については（その2）を提出すること）

エ 収支予算書（第3号様式）

オ 予算書の積算根拠がわかる資料（見積書等の写し）

カ 申請団体の組織概要や活動目的がわかる書類（定款、規約、パンフレット等）

キ 申請団体が行う事業の概要が分かる書類（パンフレット等）

ク 申請団体の資産及び負債に関する書類（直近の決算書、貸借対照表等）

ケ 現在の状況が分かる書類又は写真（農耕に關係する伝統芸能等保全継承につながる事業のうち備品の購入及び修繕の場合のみ）

コ 当該事業の実施について許可の旨を明記した国、県又は認定市町村の意見書（指定文化財と関連がある場合かつ備品の修繕の場合のみ）

サ その他会長が必要と認める書類

※なお、応募に要する経費は、応募者の負担とし、提出されたすべての書類は、返却しない。

(2) 会長は、別に定めるところにより審査を行い、その結果を採択通知書（第4号様式）により申請団体に通知するものとする。

(3) 申請団体の提出書類に虚偽の記載等があることが判明した場合は、(2)にかかわらず、その結果を取り消すことができるものとする。

## 第5 助成

(1) 会長は、第4(2)により採択した事業について、その経費の精査を行った上で、要綱により補助金を交付するものとする。

(2) 要綱別表に定める補助対象経費は次のとおりとする。ただし、次に掲げるものは補助対象経費の総額から除するものとする。

ア 申請団体の運営等に係る経費（維持費、人件費など）や当該事業の実施に係る例年必要となる経費などの経常的な経費

イ 国又は地方公共団体からの補助金

ウ 参加者などから徴収する負担金

1 報償費	指導や助言を受ける専門家や協力者に対する謝金等
2 旅費	専門家や協力者に支払う旅費、視察や調査研究に必要な旅費等
3 需用費	専門家に支払う昼食代、パンフレット等印刷製本費、資料印刷費、文具等消耗品購入費、事業実施に必要な燃料費や光熱水費、資材の購入に要する経費（当該年度内に使用するものに限り、売上げ等によって回収されるものは対象外）等
4 役務費	資材運搬費、傷害保険料、宣伝広告費、検査料、通信費等
5 委託料	映像編集委託費、ホームページ作成委託費等
6 使用料及び 賃借料	会場借上料、車両借上料等
7 工事請負費	（農耕文化継承の例） 伝統芸能等と密接に関わる備品等の修繕等 (提案型地域活動の例) 看板等の製作設置費（施設整備費や用地取得費は対象外）等
8 備品購入費	（農耕文化継承の例） 伝統芸能等の衣装や楽器などの購入費等 (提案型地域活動の例) 事業や調査研究に必要な備品で、以下のすべてを満たすもの ・リースが不可能なもの又はリースが可能だが購入したほうが安価なもの

	<p>・補助額の過半を占めない少額のもの</p> <p>※汎用性があり補助事業以外で使用できる備品は対象外。</p> <p>対象外の例：パソコンその他周辺機器、家電、農機具など (対象か否か不明な場合は事務局へお問い合わせください。)</p>
--	---

(3) 各事業実施主体の1年度1事業あたりの補助金額は以下のとおりとする。

ア 農耕文化継承 40万円以内

イ 提案型地域活動 40万円以内（ただし、営利目的の場合は、2分の1以内）

#### 附 則

この要領は、平成28年度の国東半島宇佐地域世界農業遺産推進協議会の予算に係る地域活力支援事業から適用する。

#### 附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、令和3年度の国東半島宇佐地域世界農業遺産推進協議会の予算に係る地域活力支援事業から適用する。

#### 附 則

この要領は、令和7年度の国東半島宇佐地域世界農業遺産推進協議会の予算に係る地域活力支援事業から適用する。

#### 附 則

この要領は、令和8年度の国東半島宇佐地域世界農業遺産推進協議会の予算に係る地域活力支援事業から適用する。